

# 私たちは今、何をすべきか

## －これからの部落解放運動－

### はじめに

安倍政権は、8月28日、辞任表明により歴代最長の7年8か月にわたる政権運営の幕を閉じました。金融緩和、財政出動、成長戦略の「3本の矢」を掲げたアベノミクスにより実態と合致しない株価の高騰を演出することで、支持率を懸命に維持しつつ、その内実は、非正規雇用の増大と格差の拡大、中小企業や庶民の生活は苦しいまま、2%の物価上昇目標も達成することなく社会は疲弊しました。未来に希望を持つことのできない若い世代は、結婚や子育てを躊躇し、少子高齢化が進行しています。

また今年に入ってから、新型コロナウイルスの世界的パンデミックにより、観光業、飲食業等をはじめとする脆弱な雇用環境は、不安定就労のひとり親世帯や、学生アルバイトの生活を直撃しました。政府による対策は後手後手に回り、その対策として配布された「アベノマスク」に象徴されるように、危機管理に対する無能が露呈し、これまでの支持層からすら失笑を買いました。森友、加計、サクラ等々、自らの失策を強引に隠蔽し、官僚の付度、公文書偽造を横行させてきた一強支配は、独善的でアンバランスな構造であり、ついに破綻した結果だといえるでしょう。

しかし、首相後任候補として安倍政権の継続性を強調する菅義偉官房長官が名乗りをあげると、最大派閥の細田派をはじめとして5つの派閥が支持を表明し、議員全体の77%が勝ち馬に乗るべくなだれ込みました。衆議院選挙における小選挙制度は、野党に対する与党の圧倒的有利を獲得するだけでなく、党の推薦、官邸の意向が、一人一人の議員の良心や思想を画一的にゆがめ、官僚だけでない付度を横行させるというシステムの影響を見せつけました。さらに、前政権の継続とは、「積極的平和主義」の名のもと、集団的自衛権の行使を米軍とともに遂行し、アメリカの対中国軍事戦略に追従することで、日本をふたたび、戦場にする危険性をはらんでいます。

新自由主義がもたらした経済のグローバル化、2%の富豪に集中する富と加速する格差、医療機関や保健所等に代表される公共施設への予算削減、そして、何よりも際立つ、人類がもたらした環境破壊と地球温暖化……。新型コロナウイルスの影響は、私たちが直面する深刻な課題を次々に明らかにしました。

その中でも、特に教育における格差、また労働分野における非正規差別、それらがもたらす、人権侵害の横行については、指摘しておく必要があります。教育ではリモート授業と言われてもネット環境のない貧困世帯では対応できない実態がありました。また感染防止のための労働の変容は、正社員と非正規の格差を見せつけました。年収500万円以上の正社員については、テレワークが可能な環境ともあいまってさほどの影響を受けなかった一方、年収200万円以下の、小売店舗、対面業務などで休業が増加。また、医療現場や介護労働者、保育士については、ソーシャルディスタンスを保つなどと言ってられない濃厚接触を業務としつつ、社会的偏見にさらされる事態となりました。ライフラインにかかわる、水道、電気、ガス、そして私たちの仲間が多く働くごみ収集の現場等々にかかわる人

々も、家でテレワークというわけにはいきません。社会を支える労働の在り方について、その恩恵にあずかる私達みんなが、考えていく必要を痛感しました。

## 部落を取り巻く課題

部落差別解消推進法が制定され、今年 12 月で 4 年を迎えようとしています。同法第 6 条に規定された部落差別に特化した国による実態調査が昨年ようやく実施され、結果が出されました。それによると 86%の人が部落差別を知っている。73%の人が、現在もまだ部落差別はあると認識しています。しかし、総論として差別はいけないと表明しつつ、各論として、自らの利害にかかわる結婚や就職については 15.7%が身元調査を肯定する態度が示され、しかも、現実インターネット上ではごく簡単に調べることができると考えられています。こうした部落差別をどのように克服していくかがつけられたのです。

一方で、京都府セクション交渉の一環として開催された京都労働局交渉では、「大学生等の公正な採用選考にかかる実態等に関するアンケート（中間集計）」が示され、その結果について大きな衝撃がはりました。調査は、昨年 11 月から今年 3 月の期間に就職活動をおこなった大学生 483 人から得た回答で、京都府内の大学・短期大学 15 校の協力が得られました。

それによると、一定人権上の配慮がなされた、大学指定履歴書（統一用紙）以外に、会社独自の応募書類等の提出を求められた学生が約半数、228 人いたこと。中には、「戸籍謄（抄）本」を求められた学生が 15 人、さらに、本籍地の項目が含まれていたと回答した人が 43 人に及びました。さらに、住宅状況、生活環境、家庭環境等に関する質問、出生地に関することも 30 人が質問されていることが明らかになったのです。

小学校・中学校の義務教育からはじまり、高校、大学へと進学していく教育現場においては、まがりなりにも顕在化することなく封じ込められていた偏見や差別が、いざ、実際に社会に巣立つための「就職」という扉を開けると、社会の偏見に直面することになるという現実が、このアンケート調査によって明らかになったのです。このことは、京都市においても「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」が示した部落差別認識とは一線を画する結果として、行政においても、社会においても、また私たちにとっても深く再考を促す内容だといえます。

「同和奨学金返済」の課題は、この 9 月で一定の区切りをつけた形ではあります。しかし、今回も、連絡対象者である親の死亡により、本人に手続きが移行する過程で生じたタイムラグを埋めるため、特段の配慮が認められるなどのケースが報告されています。次期の免除判定に向けて、さらにそうしたケースが増えていくのではないかと予想される中、京都市行政総体において、「同和」問題が過去の課題として認識されていく傾向が進むとすれば、人権文化推進課における事業担当者数人のみが、こうした過去からのいきさつを熟知し、丁寧に対応することが困難になることも想定されます。人権課題は、一部のエキスパートが担うのではなく、一人一人の職員が「人間として」責任を負う課題であることを共有すべきだと考えます。

京都市において戸籍や住民票等の不正取得を防止するために制定された「事前登録型本人通知制度」が実施されて、今年で 6 年となります。その間、折に触れ広報等もされてき

ましたが、京都市人口約 146 万人に対して、この 8 月末時点で登録人数は 3798 人。割合にして 0.27%と伸び悩んでいます。京都市は、この本人通知制度が制定された理由、そして意義、成果について真摯に積極的に周知する必要があります。すなわち、戸籍や住民票等の不正取得、人の身元をあばくことの悪質性。鳥取ループ・示現社がおこなった「全国部落調査復刻版」出版事件におけるインターネット上に公開された被差別部落の所在地が特定人物と結びつくことにより安易に差別を助長している現実についてなど、根源的な課題について、啓発、教育、研修等の機会に、具体的な実践として市民に示してきたのかどうか、検証する必要があります。また、こうした人権侵害行為と「表現の自由」について一人一人が考えるきっかけを提示し、はたして、他者の尊厳を傷つける自由が保障され保護されるべきかと問われるべきです。

## 今、何をすべきか

市協の 3 部会「まちづくり部会」「人権確立部会」「保育・教育部会」の取り組みを、引き続き強化していきます。

昨年の市協総会以降、私たちの運動によりまちづくりは大きく動き出しました。今年度から、4 地区（田中地区、錦林地区、東三条地区、西三条地区）6 団地（養正団地、錦林団地、三条団地、岡崎団地、壬生東団地、壬生地区）の再生事業がコロナ禍という厳しい中で進められています。これら 4 地区の住宅建て替え計画については「福祉で人権のまちづくり」として遂行するため、ワークショップの開催等を通じて、住民の細かな要望を聞き取り、とりまとめつつ、行政に伝えていく役割を積極的に担っていく必要があります。私達には、先行して建て替えを完了した千本地域の事例があります。参考としつつ、ハードの建替が終了しても、ソフトとしてのまちづくりについて、施設の活用や、店舗の継続あるいは誘致について合意形成が必要です。それらについては千本地域においてもこれからの課題であり、引き続きともに学び合うことが大切です。

建て替え事業の進捗いかんにかかわらず、部落においては高齢化、少子化がますます進行していく現状において、いかに、コミュニティバランスを保っていくべきか。ひとり親世帯が住みやすいまち。地元の NPO などによる子ども食堂。介護すべき高齢者が過ごしやすいまち。障害を持った世帯が安心して居られるまち。人権という視点が行き渡った公営住宅のあり方を、全市的に考えていく必要があります。さらには、改良事業に協力したいいわゆる「従前居住者」の位置づけについて京都市は国の方針とは異なる見解をしています。この問題の解決こそが福祉で人権のまちづくりの根幹であることを主張していきます。そして未計画の地区の団地再生事業についても強く求めていきます。

住居に困っていることとは、すなわち貧困問題としてもあるのは現実です。スラム化の進行というマイナス要因として捉えるのではなく、様々な階層の共存を模索するならば、中堅のサラリーマン層を受け入れるための公団住宅とのマッチングも視野に入れるべきでしょう。近居入居制度、高齢者の見守りや、住宅の管理運営など、今後まちづくり部会での学習を積み重ねていきます。

「人権確立部会」については「部落差別解消推進法」を具体化するための条例づくりについて本格的に議論をはじめていかなければなりません。また、隣保館機能を喪失したいいきいき市民活動センターの今後の在り方が議論されていますが、京都市協としては相談体制の充実のため、地道に推進していく方途として、障害者差別解消法をめぐる「自立支援協議会」の京都市の取り組みを参照に、きめ細かい個別事象の積み上げを提案し、いきいき市民活動センターの活用にもつなげていきたいと考えます。いきセンについては、次期の指定管理者公募から大きく方向転換される動きがあります。市民活動センターのブランチと位置付けられていますが、基幹としての活動センターの役割は目に見える形として機能していません。今後の方向性について改めて、地域自治推進室やいきセン評価委員会との議論が必要です。

一方で性の多様性と人権について、京都市では、この9月1日から「パートナーシップ宣誓制度」を導入し、双方又はいずれか一方が性的少数者である二人が、市長に宣誓し、受領証の交付がはじまりました。これは京都府内では初めての成果です。

これら、様々な人権にかかわる制度や条例について、市民にわかりやすく、コンパクトに伝えることが大切です。また、教育現場においても、こうした制度を知らせる機会を設けることは、未来を担う子どもたちにとって、非常に重要であり、個別的な課題を横断した人権の価値についてより具体的に考える契機となります。

「教育・保育部会」では、こうした啓発の在り方についての議論をすすめていきます。部落差別をはじめとする被差別マイノリティの生き難さが、一人一人の人生の障壁とならないように、マジョリティをふくめた教育・啓発が求められています。

全国水平社創立100周年まで、あと1年半を切りました。子どもや孫に差別を残さないという諸先輩方の願いは、現在かなえられたのかどうか。結婚や就職に関して、まだまだ同様の社会的障壁が、グローバル化と情報化の進展によってあらたな様相においてあらわれている状況を、いかに克服していくのか。100周年まで、残された時間は多くありませんが、活動を担ってきた諸先輩方への聞き取り調査などを通じて、差別の実相をあきらかにするとともに、未来に向けた展望を、共有するための取り組みをすすめていきます。

地域や支部においても、今だからこそそうした「歴史」を掘り起こし、次の世代の子どもたちへ、「人間は尊敬されるべきこと」を伝えていきましょう。